

地方創生コンシェルジュ

～活用の手引き～



令和4年10月
内閣府地方創生推進室

1. 地方創生コンシェルジュ制度について

（1）制度の概要

地方創生コンシェルジュ制度とは、地方創生に取り組む地方公共団体を積極的に支援するため、平成27年2月27日に構築された仕組みです。関係府省庁等の連携のもと、ワンストップの相談窓口を設けています。

地方公共団体からのご相談に対して、迅速かつ総合的に対応しますので、お気軽にご相談ください。各市町村は、都道府県を介さず直接ご相談いただけます。

（2）地方創生コンシェルジュの体制

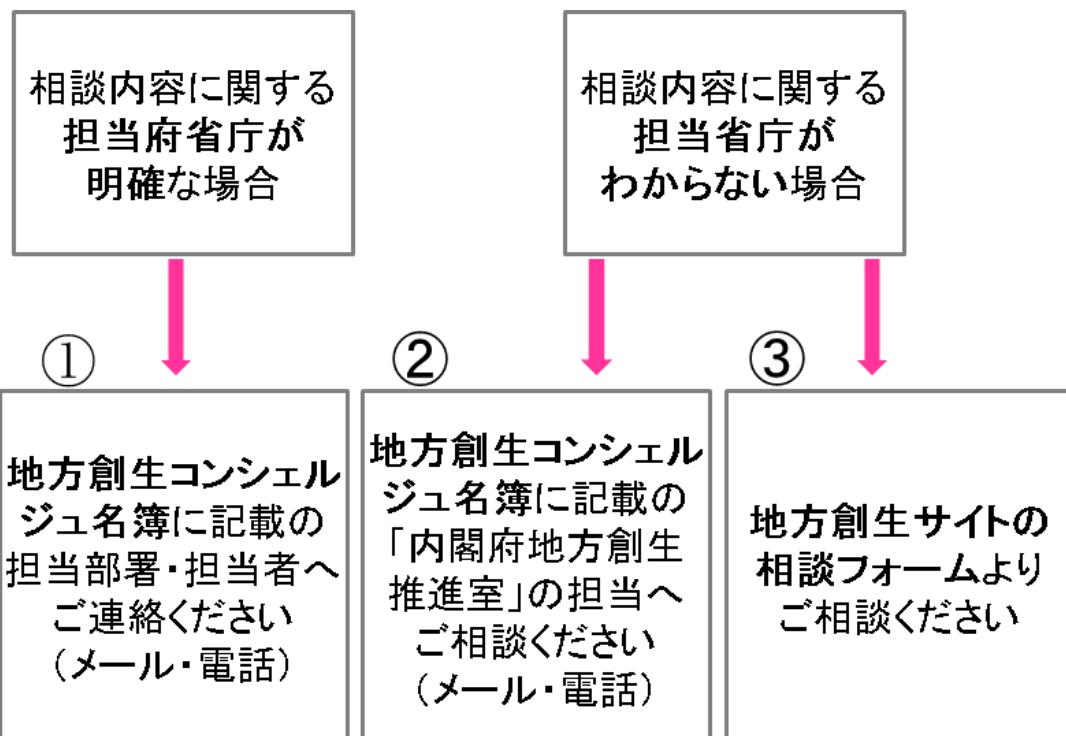
地方創生コンシェルジュには、地方公共団体に対する相談窓口となる部署や、各都道府県等に関わりのある国の職員を登録しています。

（3）地方創生コンシェルジュ名簿

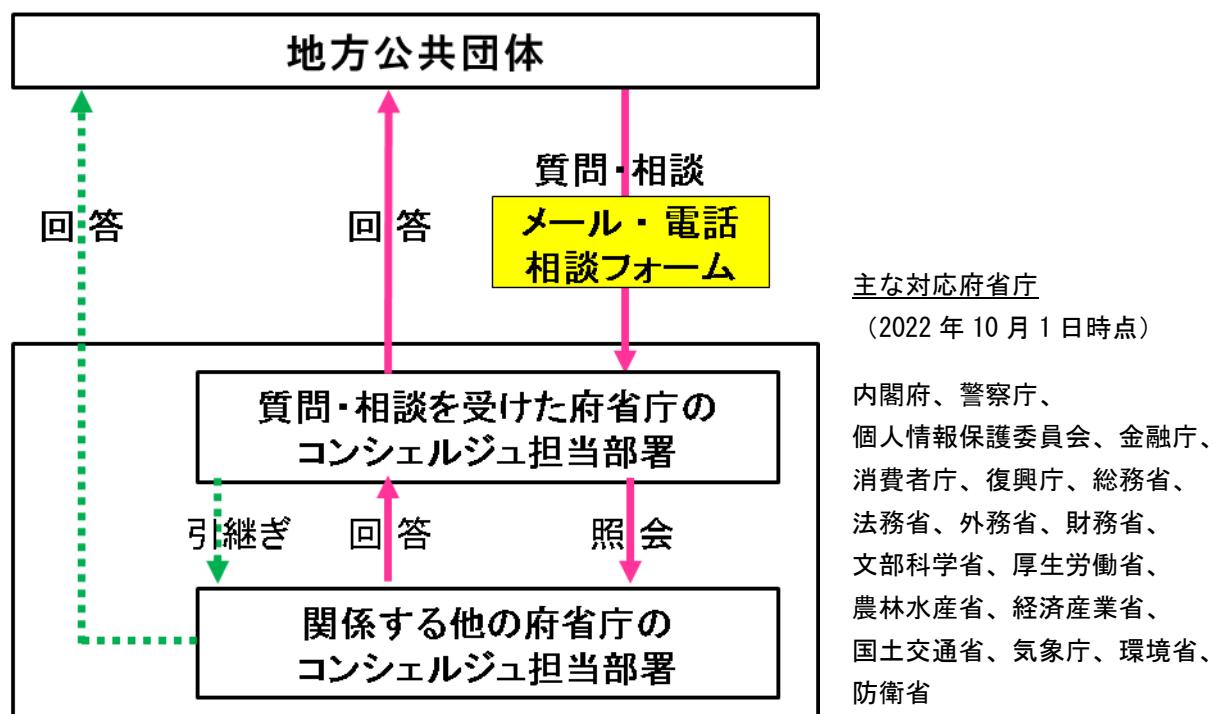
地方公共団体に対しては、毎年7月頃に、各府省庁の地方創生コンシェルジュ窓口の連絡先等を記載した名簿（地方創生コンシェルジュ名簿）を送付していますので、ご相談の際の参考にしてください。

2. 地方創生コンシェルジュへの相談方法

相談方法は以下のとおりです。内容に応じて、対面での相談（出前コンシェルジュ）やオンライン会議システム（Skype、Zoomなど）を用いた相談（オンラインコンシェルジュ）も可能な場合がありますので、ご希望があればその旨ご連絡ください。



3. 相談から回答までの流れ



4. 制度に関するQ & A

Q. 政策間連携など、省庁横断的な施策は
どのコンシェルジュに相談したら良いか。

A. 複数の府省庁にまたがるご相談や所管省庁が
不明な場合は、内閣府地方創生推進室(事務局)
のコンシェルジュ担当へご相談ください。

Q. すぐに回答してもらえるのか。

A. 複数の府省庁にまたがるご相談には、
一定のお時間をいただくこともありますが、
可能な限り迅速に対応させていただきます。

Q. 名簿に記載されているコンシェルジュが多く、
誰に相談して良いかわからない。

A. どの地方創生コンシェルジュにご相談
いただいても対応します。お困りの際には、
内閣府地方創生推進室までご相談ください。

5. 制度に関するお問合せ先

ご不明なことがありましたら、
内閣府地方創生推進室までお気軽にお尋ねください。

電 話 : 03-5510-2167

メーリル : concierge@cao.go.jp